

- ✓ ホームページ掲載の疑義照会簡素化プロトコルを御一読下さい
- ✓ 当院と合意書を締結する場合



- ホームページより合意書の書式をダウンロード
- 記入例を参考に同じものを2部作成し、薬剤部宛に郵送して下さい(返信封筒も御願います)
- 薬剤部にて必要事項を記入後、1部を郵送  
※薬剤部と保険薬局で1部ずつ保管



- ✓ 合意書に記入された運用開始日よりプロトコルの使用が可能となります

※最新のプロトコルはホームページにて御確認下さい。

※プロトコル内容の変更や、保険薬局代表者変更に伴う、新たな合意書の締結は行ないません。